

平成22年第1回嬉野市議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成22年3月5日					
招 集 場 所	嬉野市議会議場					
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開議	平成22年3月25日 午前9時58分			議 長 太 田 重 喜	
	閉会	平成22年3月25日 午前10時55分			議 長 太 田 重 喜	
応（不応）招 議員及び出席 並びに欠席議員	議席 番号	氏 名	出欠	議席 番号	氏 名	出欠
	1番	辻 浩 一	出	10番	副 島 孝 裕	出
	2番	山 口 忠 孝	出	11番	田 中 政 司	出
	3番	田 中 平 一 郎	出	12番	織 田 菊 男	出
	4番	山 下 芳 郎	出	13番	神 近 勝 彦	出
	5番	山 口 政 人	出	14番	田 口 好 秋	出
	6番	小 田 寛 之	出	15番	西 村 信 夫	出
	7番	大 島 恒 典	出	16番	平 野 昭 義	出
	8番	梶 原 睦 也	出	17番	山 口 要	出
	9番	園 田 浩 之	出	18番	太 田 重 喜	出

地方自治法 第121条の規定 により説明の ため議会に出席 した者の職氏名	市長	谷口 太郎	健康づくり課長	蒲原 知愛子
	副市長	古賀 一也	こども課長	永江 邦弘
	教育長	杉崎 士郎	産業建設課長	
	会計管理者	田中 明	学校教育課長	
	嬉野総合支所長	岸川 久一	社会教育課長	
	総務部長	大森 紹正	総務課長(支所)	
	企画部長	田代 勇	市民税務課長(支所)	
	健康福祉部長	片山 義郎	新幹線整備課長	
	産業建設部長	一ノ瀬 真	観光商工課長	山口 久義
	教育部長	桑原 秋則	健康福祉課長	
	総務課長(本庁)	中島 直宏	農林課長	松尾 保幸
	財政課長	徳永 賢治	建設課長	中尾 嘉伸
	市民税務課長(本庁)	渕野 美喜子	環境下水道課長	
	企画企業誘致課長	井上 嘉徳	農業委員会事務局長	
	地域づくり課長		水道課長	
	福祉課長	江口 常雄	古湯温泉課長	
	代表監査委員			
本会議に職務 のため出席した 者の職氏名	議会事務局長	江口 幸一郎		

平成22年第1回嬉野市議会定例会議事日程

平成22年3月25日（木）

本会議第9日目

午前10時 開 議

- 日程第1 議案の訂正について
議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算
- 日程第2 討論・採決
議案第6号 嬉野市旧美野分教場条例について
議案第7号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
議案第9号 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について
議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について
議案第11号 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について
議案第12号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の廃止について
議案第13号 嬉野市国土利用計画について
議案第14号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）
議案第15号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
議案第16号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）
議案第17号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
議案第18号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）
議案第20号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）
議案第21号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）
議案第22号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算
議案第24号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計予算
議案第25号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計予算
議案第26号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算
議案第27号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計予算
議案第28号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別

会計予算

- 議案第29号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第30号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算
- 議案第31号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算
- 議案第32号 平成22年度嬉野市水道事業会計予算
- 議案第33号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 議案第34号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第35号 嬉野市副市長の選任について
- 日程第3 発議第5号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 発議第6号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 発議第7号 嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 発議第8号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 発議第9号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について
- 日程第8 発議第10号 選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書について
- 日程第9 発議第11号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書について
- 日程第10 発議第12号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書について
- 日程第11 閉会中の付託事件について

午前9時58分 開議

○議長（太田重喜君）

皆さんおはようございます。連日大変お疲れさまでございます。

本日は全員出席であります。去る3月8日に提出されました平成22年陳情第2号につきましては、お手元に配付しております陳情文書表のとおりであります。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程第1．議案の訂正を議題といたします。

本日付をもって、本定例会提出議案のうち議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算について、市長から訂正の申し出がありました。文書をお手元に配付しております。

それでは、議案の訂正について説明を求めます。総務部長。

○総務部長（大森紹正君）

おはようございます。

議案の訂正についてということでのお願いでございます。議案第23号につきまして、先日、一昨日の議案質疑の中で御指摘がありましたように、予算書の表記で不適切な部分がありましたので、これを訂正したく、嬉野市議会会議規則第18条第1項の規定により提出するものでございます。

訂正の中身としましては、平成22年度嬉野市一般会計予算、予算書のページ数で233ページと234ページにわたりまして、8款の土木費、4項の都市計画費、1目、都市計画総務費の中で報酬、報償費、旅費、需用費、委託料、それぞれの表記の中で都市マス策定というような表記でなっておりますけども、正式に都市計画マスタープラン策定というような表記に訂正をいたしたく、お願いいたしますものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（太田重喜君）

これで説明を終わります。

お諮りいたします。議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算の訂正については、これを許可することを決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、平成22年度嬉野市一般会計予算の訂正については、これを許可することと決定いたしました。

日程第2. 討論・採決を行います。

議案第6号 嬉野市旧美野分教場条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第6号 嬉野市旧美野分教場条例については可決されました。

次に、議案第7号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第7号 嬉野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び嬉野市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第9号 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第9号 嬉野市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第10号 嬉野市営駐車場条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第11号 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第11号 嬉野市茶業研修施設条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第12号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の廃止について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第12号 嬉野市標準小作料設定協議会条例の廃止については可決されました。

次に、議案第13号 嬉野市国土利用計画について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第13号 嬉野市国土利用計画については可決されました。

次に、議案第14号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第14号 平成21年度嬉野市一般会計補正予算（第7号）については可決されました。

次に、議案第15号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第15号 平成21年度嬉野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第16号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第16号 平成21年度嬉野市老人保健特別会計補正予算（第3号）については可決されました。

次に、議案第17号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第17号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第17号 平成21年度嬉野市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第18号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第18号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第18号 平成21年度嬉野市農業集落排水特別会計補正予算（第4号）については可決されました。

次に、議案第19号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第19号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第19号 平成21年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第20号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第20号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第21号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第21号 平成21年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野

第八土地区画整理事業費特別会計補正予算（第2号）は可決されました。

次に、議案第22号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第22号 平成21年度嬉野市水道事業会計補正予算（第3号）は可決されました。

次に、議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第23号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。したがって、議案第23号 平成22年度嬉野市一般会計予算は可決されました。

次に、議案第24号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第24号 平成22年度嬉野市国民健康保険特別会計予算は可決されました。

次に、議案第25号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第25号 平成22年度嬉野市老人保健特別会計予算は可決されました。

次に、議案第26号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算について討論を行います。

す。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第26号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第26号 平成22年度嬉野市後期高齢者医療特別会計予算は可決されました。

次に、議案第27号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計予算について討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第27号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第27号 平成22年度嬉野市農業集落排水特別会計予算は可決されました。

次に、議案第28号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第28号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第28号 平成22年度嬉野都市計画下水道事業嬉野市公共下水道事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第29号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第29号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第29号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第七土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第30号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第30号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第30号 平成22年度嬉野市嬉野都市計画事業嬉野第八土地区画整理事業費特別会計予算は可決されました。

次に、議案第31号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第31号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第31号 平成22年度嬉野市嬉野温泉公衆浴場施設特別会計予算は可決されました。

次に、議案第32号 平成22年度嬉野市水道事業会計予算について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第32号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第32号 平成22年度嬉野市水道事業会計予算は可決されました。

次に、議案第33号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第33号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第33号 嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第34号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第34号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、議案第34号 嬉野市乳幼児及び就学前児童の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例については可決されました。

次に、議案第35号 嬉野市副市長の選任について討論を行います。討論ありませんか。平野議員。

○16番（平野昭義君）

おはようございます。

討論に入る前にちょっと一言ですけど、私がちょうど市役所に来ようとしておったら、あちこちから電話が鳴って、とにかく一生懸命やってくれと。塩田は大変だというふうなことも聞いておりますから、そういうことをこの中にも含めておりますけど、前置きしておきます。

では、今から反対討論いたします。

平成18年1月1日、嬉野市が誕生し、合併から4年、2回目の選挙が施行され、谷口市長は無投票で再選されました。当選直後の第一声は、無投票で再選されたことに重い責任と、両町民に融和と歓声の声が市の隅々まで届くよう一生懸命に務めなければと、抱負を議会で明確にされました。

今回の副市長任期満了による人事は、市長の当選後の発言と矛盾していると私は考えています。過去4年間、公約として日ごろから融和と歓声の声が聞こえるまちづくりを叫ばれ、塩田町民も2期目に強く期待してきましたが、今回の嬉野町から副市長を選考されていることに私も賛成することはできません。

市長、よく聞いてください。現在の市の市長、教育長が嬉野出身であり、その上に副市長の要職まで嬉野出身となれば、塩田町民が納得するとお考えでしょうか。一方的な人事は、塩田町民を侮辱されていると私は思います。私はきのう、数人の塩田町民に会い、今回の副市長の人事案件について話をしましたが、すべての人が余りにもひど過ぎる人事だと発言されました。今回提案されておられる人がどんな優秀な人物であれ、塩田町の町民感情として納得することができないことは明らかであります。人事権が市長にあることはだれでもが百も承知しております。塩田町民1万1,000人の中に優秀な人材がおられることに耳もかさず、独断専行の行動に、塩田の町民は憤りと今後の市政運営に不満を抱かれることは間違いありません。

市長、平成の大合併は全国で3,200余の市町村が1,700に激減しました。その中で2つの町の合併が行われた新たな市が多く誕生しましたが、市の三役など人事はバランスをとり、市民が納得のいく融和に配慮した人事がなされております。今回の人事案件は、全国に一つとして例もありません。異例の人事を一方的に強行しようとしています。塩田町民の意思を完全に無視していると言わざるを得ません。塩田町民の怒りが今後爆発することも予測されま

す。市長は機会あるごとに両町の融和を語ってこられました。その言葉は真実からの言葉だったのか首を傾げたくになります。

厳しい状況の中、副市長の人事にとらわれず、副市長を空席とし、部長制の廃止などを含め、少し時間を置いて対応されることを強く求めます。繰り返します。厳しい状況の中、副市長の人事にとらわれず、副市長を空席とし、部長制の廃止などを含め、少し時間を置いて対応を検討されることを強く求めます。塩田町民の納得を得ない今回の提案には、断固として反対いたします。

以上です。

○議長（太田重喜君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。議案第35号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

賛成多数であります。したがって、議案第35号 嬉野市副市長の選任については原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第3. 議員発議第5号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例についてから日程第6. 発議第8号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例についてまでを一括して議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、神近勝彦議員。

○13番（神近勝彦君）

おはようございます。

それでは、発議第5号から発議第8号まで一括して御説明を申し上げます。

まず、発議第5号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、私、神近勝彦。賛成者は、梶原睦也議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員でございます。

理由としましては、都市計画審議会の委員構成を変更するためでございます。

改正する内容につきましては、次ページ。

嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市都市計画審議会条例（平成18年嬉野市条例第132号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号中「3人以内」を「7人以内」に改め、同号を同条第3号とする。

ということでございます。

附則 この条例は公布の日から施行する。

ということです。

続きまして、発議第6号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者、私、神近勝彦。賛成者は、梶原睦也議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員でございます。

理由につきましては、総合計画審議会の委員構成を変更するためでございます。

内容につきましては、次ページをお願いいたします。

嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市総合計画審議会条例（平成18年嬉野市条例第157号）の一部を次のように改正いたします。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則 この条例は公布の日から施行する。

続きまして、発議第7号 嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、私、神近勝彦。賛成者は、梶原睦也議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員でございます。

理由は、水道審議会の委員構成を変更するためでございます。

内容につきましては、次ページをお願いいたします。

嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市水道審議会条例（平成18年嬉野市条例第166号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とする。

ものであります。

附則 この条例は公布の日から施行する。

続きまして、発議第8号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、私、神近勝彦。賛成者は、梶原睦也議員、織田菊男議員、田中政司議員、副島孝裕議員、園田浩之議員でございます。

理由は、消防審議会の委員構成を変更するためでございます。

中身につきましては、次ページをお願いいたします。

嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例

嬉野市消防審議会条例（平成18年嬉野市条例第167号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

附則 この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第5号から発議第8号までの4件につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第5号から発議第8号までの4件につきましては委員会付託を省略することに決定しました。

それでは、発議第5号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第5号の質疑を終わります。

次に、発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

暫時休憩。

午前10時30分 休憩

午前10時30分 再開

○議長（太田重喜君）

再開します。

発議第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第6号の質疑を終わります。

次に、発議第7号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第7号の質疑を終わります。

次に、発議第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第8号の質疑を終わります。

これから発議第5号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第5号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第5号 嬉野市都市計画審議会条例の一部を改正する条例は可決されました。

次に、発議第6号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第6号 嬉野市総合計画審議会条例の一部を改正する条例は可決されました。

次に、発議第7号 嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第7号 嬉野市水道審議会条例の一部を改正する条例は可決されました。

次に、発議第8号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第8号 嬉野市消防審議会条例の一部を改正する条例は可決されました。

日程第7. 発議第9号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、田中政司議員。

○11番（田中政司君）

発議第9号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について。

このことにつきまして、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をするものであります。

提出者が、私、田中政司。賛成者が、神近勝彦、副島孝裕、大島恒典、小田寛之の各議員であります。

理由といたしまして、核兵器の廃絶と恒久平和実現を求めるため政府に対して意見書を提出するものであります。

意見書（案）を朗読をさせていただきます。

核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書（案）

核兵器を廃絶し、原子力を平和利用にとどめて、恒久平和を実現することは私たち被爆国民の悲願である。

しかし核兵器は、いまだに世界に約2万1千発も存在し、核兵器の脅威から、今なお人類は解放されていない。2000年の核拡散防止条約（NPT）再検討会議では、全面的な核兵器廃絶を約束したはずが、2005年の同会議では実質的合意ができず、核軍縮はもとより核の拡散防止体制そのものが、危機的状況にあると言える。

さらに、NPT未加盟のインド、パキスタンは核兵器を保有し、また事実上の保有国であるイスラエル、核兵器開発につながるウランを濃縮・拡大するイラン、2度も核実験を行った北朝鮮の動向などは、核不拡散体制を一層大きく揺るがしている。

こうした中で、先頃開かれた国連安保理の首脳会合では、核超大国である米国のオバマ大統領が議長を務め、「核兵器のない世界」を目指す決議が、我が国はもとより全会一致で採択された。これにより、核拡散防止条約（NPT）再検討会議に向け、議論が活発化することが期待される。

よって、政府におかれては、被爆65周年を迎える2010年に開かれる核拡散防止条約（NPT）再検討会議で、実効ある核兵器廃絶が合意されるべく、政府が国際的な核軍縮・不拡散の実現に積極的な役割を果たすよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

佐賀県嬉野市議会議長、太田重喜。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、外務大臣、内閣官房長官というふうになっております。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第9号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第9号は委員会付託を省略することに決定しました。それでは、発議第9号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第9号の質疑を終わります。

これから発議第9号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第9号 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書については可決されました。

日程第8. 発議第10号 選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、副島孝裕議員。

○10番（副島孝裕君）

それでは、発議第10号 選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書について提出

をいたします。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出をいたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、私、副島孝裕。賛成者としまして、神近勝彦、田中政司、大島恒典、小田寛之、4名の議員の皆様であります。

理由といたしまして、選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対するためでございます。

意見書を朗読いたします。

選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書（案）

政府は、男女が婚姻時に同姓か別姓かを選ぶ「選択的夫婦別姓制度」の導入を盛り込んだ民法改正案を今国会に提出する動きを見せている。

法務省が省の政策会議で示した改正案の概要は、政府の法制審議会が平成8年に行った答申と同じ内容になっており、夫婦は婚姻時に同姓か別姓かを選び、別姓にした場合、子供は夫婦どちらかの姓に統一し、一旦別姓か同姓かを決めた後は転換できないとされている。また、改正法施行前の夫婦も施行後1年以内ならば別姓に変更できるが、子供の姓はそのままとすることとされている。

選択的夫婦別姓制度については、女性の社会進出が進むに伴って、婚姻によって姓を改めることが社会生活上の不利益・不都合をもたらすという事態が増加してきており、これを解消すべきという積極意見がある一方で、①夫婦同姓制度は、わが国の伝統であり、社会に定着している。②夫婦別姓は婚姻の意義を薄れさせ、家族の秩序を維持する上で好ましくない。③夫婦別姓制度の下では、子の姓の決定に関する問題が生ずる。④別姓であることを希望する人は、現実的には極めて少ない。⑤婚姻により姓を改めることの不利益は、婚姻前の姓を通称として使用することにより、回避することができるといった消極意見もある。

また、内閣府が行った世論調査でも、法制審議会の答申が行われた平成8年以降、選択的夫婦別姓制度に賛成する者と反対する者の割合は、拮抗したままで大きな変動はなく、選択的夫婦別姓制度導入に関する世論が高まってきているとは、決して言えない状況にある。

このように、国民の間で十分な議論がなされないまま選択的夫婦別姓制度を法制化することについては、拙速の感が否めず、このまま法制化されれば、婚姻制度や家族のあり方に重大な影響を及ぼし、社会的混乱を招く恐れがあると言わざるを得ない。

よって本市議会は、選択的夫婦別姓制度の拙速な法制化に断固反対するとともに、政府に対し、国民の議論を踏まえながら、慎重に取り扱われることを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月25日

佐賀県嬉野市議会

議 長 太 田 重 喜

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣であります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第10号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第10号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第10号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第10号の質疑を終わります。

これから発議第10号 選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書についての討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。したがって、発議第10号 選択的夫婦別姓制度の拙速な導入に反対する意見書については可決されました。

日程第9．発議第11号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、小田寛之議員。

○6番（小田寛之君）

発議第11号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出いたします。

平成22年3月25日。嬉野市議会議長、太田重喜様。

提出者は、私、小田寛之。賛成者といたしまして、神近勝彦議員、田中政司議員、副島孝裕議員、大島恒典議員であります。

理由といたしまして、すべての子育て世帯が安心して子供を産み、育てる社会の実現を求めるためでございます。

意見書（案）を朗読いたします。

幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書（案）

政府は平成22年度予算に子ども手当の支給を盛り込んだ。親の世帯の収入に関係なく一律で手当を支給することは、家庭の教育費格差を拡大することにも繋がり、抜本的な少子化対策のためには不十分と言わざるを得ない。

子育て世代は幼児教育、保育サービスの充実を求めており、こうしたニーズに応える施策を的確に打ち出す必要がある。

特に、幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、全ての子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することが求められる。また、待機児童を解消し、全ての子育て世帯が安心して子どもを産み、育てる社会づくりを進めなければならない。

よって、国会及び政府におかれては、下記の事項の実現に努めることを強く求める。

1. 幼児教育に対する子育て世帯の負担を段階的に軽減するため、幼児教育無償化に取り組むこと。
2. 国の責任のもと、児童福祉の原則を踏まえた保育の質の確保に努め、保育所の充実や家庭的保育（保育ママ）の充実を図り、仕事と子育ての両立ができる社会の実現に取り組むこと。
3. 待機児童解消に努める地方自治体の創意工夫を最大限生かせるよう支援の在り方を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成22年3月25日

佐賀県嬉野市議会

議長 太田重喜

提出先といたしまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、文部科学大臣、財務大臣、国家戦略担当大臣、内閣官房長官であります。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第11号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第11号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第11号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第11号の質疑を終わります。

これから発議第11号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第11号 幼児教育の無償化と保育サービスの充実を求める意見書については可決されました。

日程第10. 発議第12号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書についてを議題といたします。

朗読を省略して提案理由の説明を求めます。提出者、大島恒典議員。

○7番（大島恒典君）

おはようございます。

発議第12号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書について。

このことについて、別紙のとおり地方自治法第112条及び嬉野市議会会議規則第13条第1項の規定により提出するものであります。

提出者は、私、大島恒典。賛成者は、神近勝彦議員、田中政司議員、副島孝裕議員、小田寛之議員。

理由といたしましては、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を求めるためであります。

意見書（案）を朗読させていただきます。

生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書（案）

政府は平成22年度予算でコメの戸別所得補償モデル事業として5,618億円を計上した。

同事業は水田農業に取り組むすべての農家を対象とすることが原則で、農家の経営基盤強化に向けて期待の声がある一方、全国一律の単価で交付するため生産性が高く販売性の高い地域が有利になる点や、水田農業が優先されるため麦や大豆の自給力向上につながらず、果樹・野菜・畜産・工芸作物など多様な農業の発展にも支障を及ぼすとの見方もある。

また、自給率を向上させるため必要不可欠な農業農村整備事業の予算が大幅に削減され、十分に進まないことも危惧される。

よって国会及び政府には以下の点に留意し、生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を進める施策の充実を行うよう強く求める。

1. 戸別所得補償制度の本格導入に当たっては、麦・大豆など畑作物の位置付けを明確化し、多様な農業の展開に資する制度とすること。
2. 戸別所得補償制度によって生産力の高い担い手への農地集積を阻害する結果とならないよう、農地の「貸しはがし」問題に早急に対処すること。
3. 米作り優先ではなく、野菜・果樹・畜産・工芸作物など多様な農業を支援する政策体系を構築すること。
4. 予算の縮減とされた農林道整備事業や農業農村整備事業については、予算の個所付けの明確化や新たな交付金の充実等、現在進められている事業が継続できるような措置を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものであります。
提出先は、

衆議院議長	横路孝弘様
参議院議長	江田五月様
内閣総理大臣	鳩山由紀夫様
農林水産大臣	赤松広隆様
財務大臣	菅直人様
内閣官房長官	平野博文様

です。

○議長（太田重喜君）

これで提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。発議第12号は委員会付託を省略したいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第12号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

それでは、発議第12号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで発議第12号の質疑を終わります。

これから発議第12号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。発議第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

全員起立であります。したがって、発議第12号 生産性の高い競争力に富んだ農家の育成を求める意見書については可決されました。

ただいま可決されました発議第9号から発議第12号までの4件の意見書につきましては、後日関係機関へ送付します。

日程第11. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び特別委員会委員長から、お手元に配付しました別紙の付託文書表のとおり、閉会中もなお継続して調査したいとの申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のあったとおり、閉会中の継続調査とすることについて異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本定例会に提出された案件の質疑、討論、採決などすべての日程が終了いたしました。

お諮りします。ただいままでに議決されました各議案について、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

会議を閉じます。平成22年第1回嬉野市議会定例会を閉会します。どうも御苦勞でございました。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員